

## 漁業経営改善効率化支援事業の運用について

19水漁第3602号  
平成20年3月27日  
水産庁長官通知

漁業経営改善効率化支援事業の実施については、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）により定められたところであるが、その運用については、下記の事項に留意の上、本事業の推進につき遺漏のないようにされたい。

### 記

#### 第1 趣旨

近年の資源状況の悪化、魚価の低迷、漁業生産構造の脆弱化等漁業を取り巻く厳しい状況の下で、我が国漁業が国民に対して水産物の安定供給の役割を果たしていくためには、短期的な収益が高いだけでなく、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を担い得る「効率的かつ安定的な漁業経営」を育成することが重要となっている。

このため、「効率的かつ安定的な漁業経営」を目指して経営改善に取り組む者等の「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「漁特法」という。）」の漁業経営の改善計画等の取組について、効率的・効果的に支援するためのサポートモデルを構築する。

#### 第2 事業の種類

漁業経営改善効率化支援事業の種類については、次のとおりとする。

- 1 統合モデル開発事業（補助事業）
- 2 サポート体モデル開発事業（間接補助事業）

#### 第3 事業実施主体

- 1 統合モデル開発事業

事業実施主体は、水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定されたもの（以下「統合事業主体」という。）とする。

- 2 サポート体モデル開発事業

事業実施主体は、以下の全ての要件を満たすものであって、統合事業主体の定める要領により選定されたもの（以下「サポート体」という。）とする。本事業は、間接補助事業として行われるもので、統合事業主体から間接補助金の交付を受けることができる。

- (1) 本事業を行う意志及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- (3) 日本国内に所在し、交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (4) インターネットによる広報が可能であること。
- (5) 水産業協同組合法による法人、ほか漁業団体との情報収集・提供について、実行する能力若しくは実績を有する団体であること。
- (6) 漁業に関する経営の向上に関する指導能力を有する団体であること。
- (7) 都道府県域の規模で活動可能な団体であること。ただし、離島、県域を越えて設置される場合は、その地域とする。

#### 第4 事業の内容等

##### 1 統合モデル開発事業

統合事業主体は、サポート体モデル開発事業が円滑に実施されるよう、また、統合モデル開発事業が促進されるよう、その他本事業の適切な遂行のために、以下の事業を実施するものとする。

##### (1) 協議会設置

統合事業主体は、事業開始後速やかに漁業協同組合連合会、漁業協同組合、学識経験者、有識者、専門家及び統合事業主体等からなる協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとし、協議会においては、次の事項について実施するものとする。委員構成等については、構成後速やかに水産庁へ別紙様式T第1号により届け出るものとする。その構成等に変更があった場合も同様とする。

##### ① サポートモデル開発の方針の作成

方針に定める事項は、別紙参考第1号に例示するのでこれを参考に策定するものとする。

##### ② サポート体モデル開発事業のサポート体の選定に関する事項

##### ③ サポート体モデル開発事業に関する事項

（サポート体に対し資料の作成等について依頼できるものとする。）

##### ④ 事業の事業実施結果についての分析及び評価

##### ⑤ サポート体モデル開発事業が可能な地域・漁業等に関する現地調査・分析

##### ⑥ サポートモデル開発に関する現地調査・検討

##### ⑦ サポート手段の調査・検討

##### ⑧ その他本事業の的確な遂行に必要な事項

##### (2) サポートモデル開発事業

##### ① 第4の1の(1)で策定された方針に基づき、第4の1の(3)のモデル

統合化事業の成果を踏まえサポートモデルを開発する。

- ② サポート体モデル開発事業の実施状況について現地調査を行い、その結果を協議会に報告するものとする。この場合、サポート体に対して資料の作成等について依頼できるものとする。
- ③ サポート体におけるサポート体モデル開発事業の支援を実施するものとする。
- ④ 協議会の運営に必要な資料等を作成する。

### (3) モデル統合化事業

サポート体選定及びサポート体モデルの統合、サポート体への間接補助金の交付等に必要な事務を行う。

- ① 統合事業主体は、別紙参考第2号を参考にサポート体選定要領を速やかに定めて別紙様式T第2号により水産庁長官へ申請しその承認を受けることとし、サポート体希望団体を誘引する。サポート体は、1都道府県に1サポート体の設置を認めるものとする。ただし、離島等に所在する漁業協同組合が行う場合であって、当該地におけるサポート体モデル開発事業が統合モデル開発上適切に位置付けられるものである場合は、1都道府県に2サポート体の設置を認めるものとする。

選定は、原則提案公募方式をとるものとするが、応募状態等を勘案しやむを得ない場合には、随意契約を行うことができるものとする。選定要領は、別紙参考第2号を参考に定め、サポート体モデル開発事業における方針策定のための例示を別紙参考第3号を参考に示すものとする。なお、本運用通知には別紙参考第1号から第3号及び別紙様式S第1号からS第5号-2を用意しているが、必要に応じて修正することができるものとする。

なお、サポート体モデル開発事業は、1事業当たり事業費の1/2の間接補助を予定しており、事前の調査等を勘案して予算総額の範囲内で事業遂行上適切な箇所数及び事業予算額を設定するものとする。

- ② サポート体選定上、効率的・効果的なサポートモデルの開発及びサポート実施のために、平成20年度～22年度に係る事業は、モデル開発上重要な代表的漁業であってサポート事業が期待できる地域を優先選定するものとする。

平成22年度～24年度に係る事業については、代表的漁業であってサポートが必要と認められる地域を優先選定するものとする。

- ③ 協議会の評価を踏まえ、サポート体となるサポート体モデル開発事業実施主体を選定する。選定の結果は、速やかにサポート体モデル開発事業申請者に通知するものとする。
- ④ 選定されたサポート体モデル開発事業及びサポート体に関する事項について別紙様式T第3号により水産庁漁政部水産経営課（以下「水産庁担当課」という。）へ報告する。
- ⑤ 選定されたサポート体モデル開発事業及びサポート体に関する事項につ

いて、別紙様式T第4号によりサポート体地域の都道府県、漁業協同組合連合会等の関係機関へ通知するとともに業務への配慮を依頼する。

- ⑥ サポート体モデル開発事業の成果を適宜、サポートモデルへ統合する。その際、本事業で得られた知見及びその他の知見の統合にも努めることとする。
- ⑦ サポート体モデル開発事業の円滑化のために、各サポート体モデル開発事業の実施状況等をサポート体等の関係者に共有させるものとする。
- ⑧ サポート体への間接補助金の交付事務及びその他必要な手続を定めるものとする。
- ⑨ サポート体モデル開発事業のために国から交付された経費を財源に、サポート体へ間接補助金として交付する。
- ⑩ その他サポート体モデル統合に必要な事務を行う。
- ⑪ 第4の2の(5)のサポート体を設置するものを行うサポート体モデル開発取組に対する協力に努める。
- ⑫ ①の選定要領への記載その他の手段により第4の2の(5)のサポート体の設置について周知すること。

#### (4) 調査・広報等事業

統合事業主体は、協議会の運営状況、サポートモデル開発に資する事例の調査及び本事業の成果の普及等を実施するものとする。また、事業成果については、協議会に報告して情報の共有化を図るものとする。更に、ホームページほか事業主体の有する広報媒体により、これらの情報の公表に適宜努めるものとする。

#### (5) サポート体モデル開発取組への協力

本補助事業によらずに自らの経費等により任意にサポート体を設置し、サポート体モデル開発の取組を希望するものからの申請があった場合には、サポート体選定に準じた事務手続により設置を確認するとともに、情報提供等の協力に努めることとする。この場合のサポート体は、第3の2で定めるサポート体としての適格性がある場合に、都道府県に1団体に限り認めるものとする。ただし、統合事業主体の責任により、協議会の意見を踏まえて、業務の効率的・計画的事業遂行の観点から変更し進めることができるものとする。

## 2 サポート体モデル開発事業

サポート体は、サポート体モデル開発事業の適切な遂行のために、サポート体の所在する都道府県等の範囲内（ただし、漁業協同組合が行う場合は、その範囲内とする。）で以下の事業を実施するものとする。事業計画及び期間は1年～3年程度とし、統合事業主体に提出した計画書で認められた事業計画及び期間における事業費の1/2以内で統合事業主体から間接

補助金の交付を受けることができるものとする。交付等の条件その他の事項は、統合事業主体の選定要領で定める。

また、統合事業主体及び協議会からの協力依頼に対し、可能な範囲で協力を努めるものとする。

#### (1) 協議会設置

漁特法の改善計画認定行政庁、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、学識経験者、有識者、専門家及びサポート体等からなる協議会（以下「サポート体協議会」という。）を設置するものとし、サポート体協議会においては、次の事項について実施するものとする。委員構成等については、速やかに統合事業主体へ別紙様式S第1号により届け出るものとする。その構成等に変更があった場合も同様とする。

##### ① サポート体モデル開発の方針の作成

方針に定める事項は、別紙参考第3号に例示するのでこれを参考に策定するものとする。また、方針には漁業者への具体的なサポート方針も含めるものとする。

##### ② サポート体モデル開発事業に必要な現地調査及び評価・助言

##### ③ サポート体モデル開発事業の実施についての分析及び評価

##### ④ サポート手段の調査・検討

##### ⑤ 第4の2の(3)のサポート事業等に必要な調査・検討・助言

##### ⑥ その他事業の的確な遂行に必要な事項

#### (2) モデル開発事業

① 第4の2の(1)の①で策定された方針に基づき、サポート体モデルを開発する。

② サポート体モデル開発事業を希望するものは、統合事業主体の策定した選定要領に従い、事業期間1年～3年程度の範囲で計画書を策定し別紙様式S第2号により統合事業主体に申請するものとする。申請に当たっては、そのサポート体が属する地域の都道府県及び漁業協同組合連合会の意見書をなるべく添付するものとする。

③ 選定されたサポート体モデル開発事業及びサポート体に関する事項について、別紙様式S第3号によりサポート体地域の関係機関へ通知するとともに協力依頼を行うものとする。

④ サポート体モデル開発事業の実施状況についてサポート体協議会に報告するものとする。

⑤ 本事業の事業成果の普及を図るとともに、サポート体協議会の開催結果等を統合事業主体に報告するものとする。

⑥ サポート体協議会の運営に必要な資料等を作成する。

⑦ その他、事業遂行上必要な事務を行うものとする。

#### (3) サポート事業等

- ① 漁業経営の改善計画等の策定アドバイスを行う。
- ② 改善計画等に基づく計画実行状況の把握及びアドバイスを行う。
- ③ 漁業者の経営に関する一般的相談又はアドバイスを行う。
- ④ 経営課題や経営改善を目指そうとする者に対し、専門家やサポート体参加機関等が連携して、直接面談方式等による経営相談を実施し、適切な解決の方向性のアドバイスを行う。または、適切なアドバイザーの紹介を行う。
- ⑤ サポート対象者は、現に漁業者であるものに限定せず、将来漁業を考えている者も含む。事業の承継が行われる場合は、漁業をやめる者も対象とする（漁船等経営資産の処理手段等）。
- ⑥ サポート地域におけるサポート機関として認知されるよう、ホームページの開設、広報活動等により地域内の漁業者等に対し、その任務を明確にする。

#### (4) 調査・広報等事業

サポート体は、サポート体モデル開発、具体的なサポートに資する事例の調査及び本事業の成果の普及等を実施する。また、事業成果については、サポート体協議会に報告して情報の共有化を図るものとする。更に、ホームページほか事業実施主体の有する媒体により、これらの情報の公表に適宜努めるものとする。

#### (5) サポート体モデル開発取組

サポート体となり得る資格を有するものは、第4の2の(1)～(4)までの事業のうち全部又は一部を自らの負担により行う場合に都道府県又は漁業協同組合連合会の同意がある場合、本事業で定める規定に準じた手続により、本事業における情報提供等の便宜を受けることができるものとする。また、統合事業主体又は協議会からの協力依頼に対し誠実に対応するものとする。

#### (6) サポート体事業実施主体交代

サポート体については事業内容の一体性を要件に年度単位での事業実施主体の交代を認める。事業実施主体を変更する場合は、別紙様式S第4号を統合事業主体に申請し事業内容の一体性についての確認を受けるものとする。交代があった場合は、本事業遂行に支障のないように、交代後の事業実施主体は関係機関へ別紙様式S第3号を参考に、その旨通知するものとする。

## 第5 事業の実施

### 1 事業実施計画の作成

#### (1) 統合モデル開発事業

統合事業主体は別紙様式T第5号-1により事業実施計画承認申請書を作

成して水産庁長官に提出し、その承認を得るものとする。

(2) サポート体モデル開発事業

複数年で事業を実施するサポート体は事業2年度目以降は別紙様式S第5号-1により事業実施計画承認申請書を作成して統合事業主体に提出し、その承認を得るものとする。事業初年度においては、統合事業主体へ提出した計画書（修正を受けた場合はその修正後の計画書）をもって、当該年度の事業計画とする。

2 事業実施計画の変更

(1) 統合モデル開発事業

統合事業主体は、第5の1の(1)により水産庁長官の承認を得た事業実施計画の内容に変更が生じた場合は、別紙様式T第5号-2により事業実施計画変更承認申請書を作成して水産庁長官に提出し、その承認を得るものとする。

(2) サポート体モデル開発事業

サポート体は、第5の1の(2)により統合事業主体の承認を得た事業実施計画の内容に変更が生じた場合は、別紙様式S第5号-2により事業実施計画変更承認申請書を作成し、統合事業主体に提出し、その承認を得るものとする。

3 契約等

統合事業主体及びサポート体は、事業を遂行するため、売買、請負、委託その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業又は間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

第6 助成等

国は、毎年度、予算の範囲内において、統合事業主体に統合モデル開発事業費として定額を、サポート体が間接補助事業として行うサポート体モデル開発事業への間接補助金の財源として、当該間接補助事業費の1/2以内の経費について助成する。

統合事業主体は、毎年度、国からサポート体モデル開発事業補助金として交付を受けた額を財源として、サポート体がサポート体モデル開発事業に要する経費の1/2以内の額の補助を行うものとする。サポート体への間接補助金の交付に関し必要な事項は、統合事業主体において定めるものとする。

なお、統合事業主体が交付に関する規定を定めるに当たっては、農林水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日付け農林水産省令第18号）、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）、水産関係民間団体事業交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）及び本運用通知に従

って定めるものとする。

## 第7 補助金交付の経費対象

### 1 統合モデル開発事業

補助の対象経費は、消耗品、旅費、謝金、賃金、役務費、委託費、その他必要な経費とする。

### 2 サポート体モデル開発事業

補助の対象経費は、消耗品、旅費、謝金、賃金、役務費、委託費、その他必要な経費の1/2以内の経費とする。

## 第8 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定日から平成25年3月31日までとする。ただし、第2の2の事業については、統合事業主体に承認された期間とする。

## 第9 事業実施結果の報告

### 1 統合モデル開発事業

(1) 統合事業主体は、別紙様式T第6号により、この事業の実施状況について、当該年度終了後60日以内に水産庁長官に報告するものとする。

(2) 報告書は10部水産庁長官に提出するものとする。

(3) 報告書は、サポート体未設置地域の代表的機関（将来サポート体その他類似の組織が期待できる団体等）へ配布するものとする。

### 2 サポート体モデル開発事業

(1) サポート体は、この事業の実施状況について、当該年度終了後30日以内に統合事業主体に報告するものとする。

(2) サポート体は、報告書を統合事業主体に提出するとともに、サポート体協議会の参加団体等へ配布する。

## 第10 指導及び助言等

国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

統合事業主体は、サポート体におけるサポート体モデル開発事業の実施及び将来サポート体を希望する者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

事業実施主体は、必要に応じて、本事業に関し水産庁、その他関係者に対し協議・報告を行うものとする。

## 第11 経理管理等業務

事業実施主体は、国の補助金の適正な執行のため、本事業に係る補助金等を他の業務に係る資金と区分して経理するものとする。

## 第12 統合事業主体交代時の留意事項

統合モデル開発事業の事業実施主体については、毎年度公募により決定することとされているが、統合事業主体の交代がある場合は業務を適切に引継ぐとともに、本事業により作成された資料等成果を引渡すものとする。新たな統合事業主体は、前統合事業主体から適切に引継ぎを受けるものとする。

交代があった場合、両当事者は、それぞれ本業務の交代があったことについてサポート体に速やかに通知し、事業継続の円滑化（契約上の権利義務の承継等も含む。）に努めるとともに、ホームページほか統合事業主体の発行する機関誌等適当な手段で1年間はその旨の公表を行うこととする。ただし、両当事者の合意により、新たな統合事業主体において一括して通知等業務の一部または全部を行うことについて合意した場合は、これによることもできるものとする。

### 第13 情報管理等

事業に関し入手した資料等の情報を厳格に管理するとともに、その職務上知り得た情報を漏らし、又は盗用してはならない。協議会及びサポート体協議会運営についても、情報管理等の徹底に努めるものとする。

### 第14 その他

この事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁が別に定めるところ、又は、統合事業主体が協議会の意見を踏まえ定めたところによるものとする。

### 附則

この運用通知は、平成20年4月1日から適用する。